

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和元年10月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司
7番 本間 仁一 8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志
10番 小野 博 11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一
13番 鈴木 正徳
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓
同 上 事務局長補佐 嶋貫 幹子
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
4. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議第40号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第42号 非農地証明願に対する可否について
日程第8 議第43号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第9 議第44号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました報第17号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページをご覧ください。

1番につきましては、賃貸人 ■■■■と賃借人 ■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 987㎡を賃貸人の耕作地整理のため、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人 ■■■■と賃借人 ■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1,021㎡を農地転用申請のため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第17号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第40号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第40号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権移転1件、合計3件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づき、ご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今提案されました、議第40号について、ご説明申し上げます。議案書は2ページから3ページになります。はじめに、2ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲田 1,034㎡を交換により所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲田 987㎡を交換により所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、3ページをご覧ください。賃貸借権移転の申請となります。

3番につきましては、■■■■と■■■■との間で ▲▲字▲▲畑 3,500㎡を賃借権の移転をするものです。以上です。

議長（高橋会長）　　ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第40号1番、2番の現地調査について、6番渡部基
司委員より、報告をお願いします。

6番
（渡部基司委員）　　1番につきましては全てが耕作されておりまして、周辺農地への影
響がないことを確認いたしました。
また2番につきましても、作付けはされておりませんが、草
刈などの管理がされていることをご報告いたします。

議長（高橋会長）　　次に、3番の現地調査については、私の担当地区でありますので、
私から報告いたします。

10月23日現地を見て参りました。畑で野菜を作付けしておりま
したので、周辺農地への影響がないことを確認いたしました。

議長（高橋会長）　　お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ござい
ませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたしま
す。
本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）　　なしの声がありましたので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの
案件について、申請のとおり許可することが妥当と認められる委員
は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）　　許可することが妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案
件については、申請どおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）　　次に日程第6　議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可
申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明
を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　　ただ今上程されました、議第41号「農地法第5条第1項の規定に
よる許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し5件の
許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意
見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第41号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページになります。

1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 現況地目畑 合計161㎡を所有権移転し、共同住宅を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第2種農地であります。集落に接続する住宅であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■と■■■■から、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2,059㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■が、■■■■と■■■■から、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2,042㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 外3筆 田 合計5,149㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

5番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲の一部 畑 82.97㎡に賃貸借権を設定し、仮設事務所及び作業スペースとして使用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第2種農地であります。一時転用申請であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長） 　ここで、議第41号 1番から5番の現地調査について、12番伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

12番
（伊藤圭一委員） 　10月18日に、私と鈴木正徳委員、嶋貫事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で現地調査を行って参りました。

1番については、既に土地の一部にごみ集積場があり、地域住民の公共性の高いごみ集積場とはいえ転用申請が必要な案件であると考え、事務局から指導を行った結果始末書が提出されていることを確認しております

その他の案件については、申請のとおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長） 　これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 許可相当の意見を付することが妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第42号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第42号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。事実確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第42号につきまして、ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目畑 合計471㎡が、昭和60年頃から耕作せず、山林化して、現在に至っているものです。耕作出来る状態に回復するのが困難なため、非農地証明できるものと判断できます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、ここで、現地調査について、報告をお願いします。

議第42号1番の現地調査については、江口菊次推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 先日江口菊次推進委員より調査結果をご報告いただきまして、申請地については山林化していることで間違いはないとのことでございます。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第43号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第43号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和元年10月11日付け農第564号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、1件の賃借権の移転及び3件の賃借権の新規設定並びに1件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐

ただ今提案されました、議第43号につきまして、ご説明を申し上げます。

9ページにつきましては、総括表となっております。賃借権設定が3件で、計画面積が、11,811㎡、賃借権の移転が1件で計画面積が2,241㎡、所有権の移転が1件で1,104㎡、合計5件で計画面積が15,156㎡となっております。

つづきまして、10ページをご覧ください。賃借権の移転と設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、賃借権の移転によるもので、■■■■■所有の、▲▲字▲▲畑 2,241㎡を賃借期間平成29年4月28日から令和14年4月27日までを、令和元年10月31日付けで、■■■■■へ移転するものです。

2番から4番につきましては、中間管理事業による賃借権の設定となります。

2番につきましては、■■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲田 2,358㎡ 外2筆 合計4,358㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

3番につきましては、■■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲田 3,471㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

4番につきましては、■■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲田 3,838㎡ 外1筆 合計3,982㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

つづきまして、11ページをご覧ください。所有権の移転についてご説明させていただきます。

1番につきましては、■■■■■から、■■■■■へ ▲▲字▲▲畑 1,072㎡

外1筆 合計1,104㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 許可することが妥当と認める委員が全員と認めます。よって本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第44号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第44号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年10月10日付け農第554号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐 ただ今提案されました、議第44号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の14ページをご覧ください。農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。

区域は全域、借受者 ■■■■外1名、貸付者 ■■■■外2名で、▲▲字▲▲ 田 2,358㎡ 外5筆 合計 11,811㎡について賃借権を設定するもので、契約期間は、令和元年12月7日から、令和11年10月31日までの10年、支払方法は口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。
よって令和元年10月18日付け南農委告示第11号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後1時55分)